

岩見沢市農業委員会第4回総会議事録

1. 日 時 令和5年4月27日 月曜日 午後2時50分から
午後3時45分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 4階委員会室

3. 出席委員

委 員	杉 村 幸 治	(議席 1 番)
委 員	黒 田 芳 明	(議席 2 番)
委 員	宮 崎 裕 治	(議席 3 番)
委 員	引 頭 一 宏	(議席 4 番)
委 員	高 田 勝 彦	(議席 5 番)
委 員	坂 口 信 幸	(議席 6 番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 7 番)
委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 8 番)
委 員	倉 田 真 二	(議席 9 番)
委 員	米内山 裕 子	(議席 10 番)
委 員	宇 井 正 明	(議席 11 番)
委 員	山 田 辰 弘	(議席 12 番)
委 員	尾 田 憲 朗	(議席 13 番)
委 員	西 村 昭 寿	(議席 14 番)
委 員	西谷内 智 治	(議席 15 番)
委 員	戸 田 憲一郎	(議席 16 番)
委 員	長 森 睦	(議席 17 番)
委 員	久 保 智 則	(議席 18 番)
委 員	伊 藤 俊 春	(議席 19 番)
委 員	渡 辺 亮 二	(議席 20 番)
委 員	長 井 孝 之	(議席 21 番)
委 員	池 田 明 博	(議席 22 番)
委 員	柿 崎 壽 恵子	(議席 23 番)
委 員	坂 野 博 之	(議席 24 番)
委 員	井 川 和 也	(議席 25 番)
委 員	馬 場 広 之	(議席 26 番)
委 員	志賀野 敏	(議席 27 番)
委 員	中 林 強	(議席 28 番)
委 員	川 北 敏 充	(議席 29 番)
委 員	近 田 昌 枝	(議席 31 番)

委員	干場克二	(議席32番)
委員	吉成朗	(議席33番)
委員	森一男	(議席34番)
委員	佐々木利夫	(議席35番)
委員	山谷康雄	(議席36番)

4. 欠席委員 委員 小倉和敏 (議席30番)

5. 事務局出席

事務局長	土井盛慈
農地係長	森田佳章
振興係長	船戸崇之

佐々木代理
議長

只今より、令和5年岩見沢市農業委員会第4回総会を、開催いたします。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。議席番号7番日笠委員、8番岩瀬委員にお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。本日の付議案件は、報告3件、議案6件となっております。会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号 農業委員会の動向についてであります。

4月3日岩見沢農民協議会第15回定期総会がありました。

4月6日空知農業委員会連合会総会併せて地区別農業委員会会長・事務局長会議がありました。令和4年度の収支決算、並びに令和5年度の事業計画・予算そして、令和6年度に向けての農業政策予算要望等についての会議でございます。

4月7日農業委員会委員候補者評価委員会、新たな農業委員は定数で締切をされたと報告を受けております。

4月11日再生協議会通常総会及び委員・幹事会。役員改選で会長には■■■■、副会長には■■■■と私になってございます。なお、再生協の会議の中で水稲作付については、食用については180ha程オーバーしていると言うことでありますが、飼料用、加工用につきましては、400ha程減と言うことでございます。なお今後の調整については、水活のこともありますので、逆調整はしないと言うことであります。また、畑地化の申請については、原状311ha申請があったと言うことであります。内、改良区の決裁金の補助を希望したのが、7ha程度に留まったようであります。同日、岩見沢地域農業活性化協議会の総会がございまして、■■■■が再任されました。農業委員会の動向については、以上で終わらせていただきます。

日程4、報告第2号 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。

説明を求めます。

議長、事務局長

土井局長

報告第2号、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。

この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することでご承認をいただきました。

議案4ページ別紙1の上の表に記載の賃貸借関係は、北海道農業公社の農地保有合理化事業による一時貸付で、賃貸借105番外3件の賃借権の設定です。

次に、同ページ下の表から6ページ別紙3の上の表に記載の賃貸借関係は、一般分で、賃貸借103番外16件の賃借権の設定です。

次に、同ページ下の表から7ページ別紙4の上の表に記載の所有権関係は、一般分で、所有権141番外9件の所有権移転の設定です。

次に、同ページ下の表から8ページ別紙5の表に記載の使用貸借関係は、一般分で、使用貸借8番外7件の使用貸借による権利の設定です。

以上につきまして、告示第56号で令和5年3月31日に告示したことをご報告いたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程5、報告第3号 現況証明書の交付についてを上程いたします。説明を求めます。

農地係長
議 長
農地係長

議長、農地係長
森田係長

総会議案 9 ページ、報告第 3 号 現況証明書の交付について、ご説明いたします。今回の
願い出件数は岩見沢地区 1 件です。

総会議案 10 ページ、整理番号 1 番です。

申請地は、宅地として利用しているとの内容で、調査しましたところ、申請地は昭和 47
年 10 月 1 日、木造 2 階建て居宅が建築されていることを、固定資産課税台帳により確認
し非農地として証明いたしました。

なお、申請地は昭和 47 年 3 月 2 日、農地法第 5 条転用許可済みであることを確認して
おります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

次に審議に入ります。

日程 6、議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認
についてを上程いたします。

説明を求めます。

振興係長
議 長
振興係長

議長、振興係長
船戸係長

それでは、総会議案 12 ページ、議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通
知の成立状況の確認について説明いたします。

議案 13 ページ、整理番号 1 番、議案 14 ページ、整理番号 4 番については、規模縮小の
ため解約するもので、4 月 5 日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

議案 13 ページ、整理番号 2 番については、貸し付けている農地を借主に売却することか
ら解約するもので、4 月 5 日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

議案同ページ、整理番号 3 番については、離農のため解約するもので、4 月 5 日に解約さ
れ、同日付けで通知されたものでございます。

これらの各案件については、農地法第 18 条の規定に基づき、合意解約がなされておま
すので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、よろしくご審議いただきますよ
う、お願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程 7、議案第 2 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告に
ついてを上程いたします。

ここで、XXXXXXXXXXの議事参与を制限します。

それでは、総会議案 16 ページ、整理番号 7 番について説明を求めます。

振興係長
議 長
振興係長

議長、振興係長
船戸係長

それでは、総会議案 15 ページ、議案第 2 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適
格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。

総会議案 16 ページ、別紙 1、農地所有適格法人要件調査書の整理番号 7 番について、先
にご説明いたします。

整理番号 7 番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

議長 無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。
ここで■■■■の議事参与の制限を解除いたします。
次に■■■■の議事参与を制限します。
それでは、総会議案同ページ、整理番号9番について、説明を求めます。

船戸係長 議長、振興係長
議長 船戸係長
船戸係長 次に、同ページ、農地所有適格法人要件調査書の整理番号9番について、ご説明いたします。

議長 整理番号9番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

議長 無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。
ここで■■■■の議事参与の制限を解除いたします。
次に■■■■の議事参与を制限します。
それでは、総会議案17ページ、整理番号18番について、説明を求めます。

船戸係長 議長、振興係長
議長 船戸係長
船戸係長 次に、総会議案17ページ、別紙2、農地所有適格法人要件調査書の整理番号18番について、ご説明いたします。

議長 整理番号18番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

議長 無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。
ここで■■■■の議事参与の制限を解除いたします。
それでは、残りの案件について説明を求めます。

振興係長 議長、振興係長
議長 船戸係長
船戸係長 それでは、残りの案件について、ご説明いたします。

議長 議案16ページ、別紙1の整理番号1番から6番、8番、10番、議案17ページ、別紙2の整理番号11番から17番、19番から20番、議案18ページ、別紙3の整理番号21番から30番、議案19ページ、別紙4の整理番号31番から40番、議案20ページ、別紙5の整理番号41番から50番、議案21ページ、別紙6の整理番号51番から54番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。
以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

議長 無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。
日程8、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。
ここで、■■■■の議事参与を制限します。
それでは、総会議案23ページ、整理番号2番について説明を求めます。

農地係長 議長、農地係長
議長 森田係長
農地係長 それでは、総会議案22ページ、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は12件で、内訳につきましては、所有権移転

の設定が1件、賃借権の設定が3件、使用賃借権の設定が8件でございます。

まず、議案23ページ、整理番号2番についてその内容をご説明いたします。

貸主は、自身が所有する農地を使用賃借権の設定により貸し付けるもので、借主は、申請地を無償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

なお、申請地は4月10日に杉村委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

ここで■■■■の議事参与の制限を解除いたします。

それでは、残りの案件について説明を求めます。

農地係長

議長、農地係長

議長

森田係長

農地係長

それでは、残りの案件についてご説明いたします。

議案23ページ、整理番号1番の譲渡人は、離農することから所有する農地を隣接する法人へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。価格は、■■■■

なお、申請地は4月10日に高田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案同ページ、整理番号3番から、議案24ページ、整理番号8番は関連がありますので、一括してご説明いたします。

整理番号3番から整理番号8番の貸主は、自身が所有する農地を使用賃借権の設定により貸し付けるもので、借主は、申請する農地を無償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

なお、申請地は4月10日に長森委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案25ページ、整理番号9番の貸主は、所有する農地を使用賃借権の設定により貸し付けるもので、借主は、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。

なお、申請地は4月10日に山谷委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案26ページ、整理番号10番の貸主は、所有する農地を賃借権の設定により貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、農業経営を開始するものです。

価格は、■■■■

なお、申請地は4月10日に黒田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案27ページ、整理番号11番、整理番号12番は関連がありますので、一括してご説明いたします。

整理番号11番、整理番号12番の貸主は、所有する農地を賃借権の設定により貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。価格は、■■■■

なお、申請地は4月10日に馬場委員、杉村委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますよう お願い申し上げます。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

議 長

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程9、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。説明を求めます。

議長、農地係長

農地係長

森田係長

議 長

農地係長

総会議案28ページ、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請件数は2件で、許可の権限は知事権限分であります。

総会議案29ページ、整理番号1番については、貸主は、借主の要望により自身が所有する農地を貸し付けるもので、借主は、既存の敷地が手狭なため、申請地を借り受け、堆肥舎の建築、資材置場・堆雪場・通路の造成を行うものです。

申請地は、農振農用地区域内の農用地ですが、農業用施設用地として用途が定められており、調査書のとおり農地法の運用通知の規定にも合致し、事業内容の妥当性や被害防除措置等の実施の確実性についても問題ないと判断されます。

なお、申請地は、4月11日に周辺農地の利用状況等を含め、黒田委員、高田委員、久保委員にご確認いただいております。

続きまして総会議案同ページ、整理番号2番ですが、

譲渡人は、譲受人の要望により自身が所有する農地を譲り渡すもので、譲受人は、北村遊水地事業により、住居などを移転することとなりましたので、申請地を譲り受け、農家住宅・農舎・車庫の建築、庭園・堆雪場・通路の造成を行うものです。

申請地は、概ね10ha以上規模の一団の農地区域内にある第1種農地で、調査書のとおり農地法の運用通知の規定にも合致し、事業内容の妥当性や被害防除措置等の実施の確実性についても問題ないと判断されます。

なお、申請地は、4月11日に周辺農地の利用状況等を含め、米内山委員、尾田委員、戸田委員にご確認いただいております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしく お願い申し上げます。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声)

議 長

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程10、議案第5号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出について を上程いたします。

この件につきましては、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。

あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

最初に第1地区の説明をお願いいたします。

第1地区常任委員会より、ご説明いたします。

黒田委員長

議案32ページから45ページ、所有権1番から14番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により、一時貸付された農地の売り渡しで、所有権1番から5番は、5年貸付タイプ、所有権6番から14番は、10年貸付タイプの定期売り渡し

でございます。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
黒田常任委員長は自席にお戻りください。

馬場委員長

次に第2地区の説明をお願いいたします。

第2地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案46ページから47ページ、賃貸借1番から2番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

議案48ページから55ページ、所有権15番から22番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により、一時貸付された農地の売り渡して、所有権15番から18番は、5年貸付タイプ、所有権19番から22番は、10年貸付タイプの定期売り渡してでございます。

次に、議案56ページ、所有権23番の譲渡人は、離れ地で耕作が不便な農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受け、経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
馬場常任委員長は自席にお戻りください。

馬場委員長

次に第3地区の説明をお願いいたします。

第3地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案57ページ、賃貸借3番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案58ページから60ページ、所有権24番から26番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により一時貸付された農地の売り渡して、所有権24番から25番は、5年貸付タイプ、所有権26番は、10年貸付タイプの定期売り渡してでございます。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
中林常任委員長は自席にお戻りください。

西谷内委員長

次に第4地区の説明をお願いいたします。

第4地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案61ページから63ページ、賃貸借4番から6番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案64ページ、賃貸借7番の貸主は、後継者もなく遠隔地に居住等により耕作が困難なため引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて経営の安定を図るものです。

次に、議案65ページ、賃貸借8番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案 66 ページから 75 ページ、所有権 27 番から 36 番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により一時貸付された農地の売り渡しで、10 年貸付タイプの定期売り渡しでございます。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。西谷内常任委員長は自席にお戻りください。

志賀野委員長

次に第 5 地区の説明をお願いいたします。

第 5 地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案 76 ページから 79 ページ、賃貸借 9 番から 12 番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業 5 年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案 80 ページから 98 ページ、所有権 37 番から 52 番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により一時貸付された農地の売り渡しで、所有権 37 番から 41 番は、5 年貸付タイプ、所有権 42 番から 52 番は、10 年貸付タイプの定期売り渡しでございます。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。志賀野常任委員長は自席にお戻りください。

干場委員長

次に第 6 地区ですが、ここで、 の議事参与を制限します。

それでは、総会議案 99 ページ、賃貸借 13 番について説明をお願いいたします。

第 6 地区常任委員会より、ご説明いたします。

第 6 地区常任委員会より、賃貸借 13 番について、先にご説明いたします。

議案 99 ページ、賃貸借 13 番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業 5 年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。ここで、 の議事参与の制限を解除します。

干場委員長

次に の議事参与を制限します。

それでは、総会議案 102 ページ、所有権 53 番について説明をお願いいたします。

続いて、第 6 地区常任委員会より、所有権 53 番について、先にご説明いたします。

議案 102 ページ、所有権 53 番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により一時貸付された農地の売り渡しで、5 年貸付タイプの定期売渡でございます。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。ここで、 の議事参与の制限を解除します。

干場委員長

それでは、第 6 地区の残りの案件について説明をお願いいたします。

それでは、残りの案件について、ご説明いたします。

議案 100 ページから 101 ページ、賃貸借 14 番から 15 番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業 5 年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案103ページから104ページ、所有権54番から55番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により一時貸付された農地の売り渡しで、5年貸付タイプの定期売渡でございます。

次に、議案105ページから109ページ、所有権56番から60番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により一時貸付された農地の売り渡しで、10年貸付タイプの定期売渡でございます。

次に、議案110ページ、使用貸借1番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、使用貸借により農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。干場常任委員長は自席にお戻りください。

次に第7地区の説明をお願いいたします。

第7地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案111ページ、賃貸借16番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案112ページから113ページ、賃貸借17番から18番の貸主は、他産業に従事しており耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて経営の安定を図るものです。

次に、議案114ページから116ページ、賃貸借19番から21番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案117ページ、所有権61番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により一時貸付された農地の売り渡しで、5年貸付タイプの定期売渡でございます。

次に、議案118ページから119ページ、所有権62番から63番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により一時貸付された農地の売り渡しで、10年貸付タイプの定期売渡でございます。

次に、議案120ページから122ページ、所有権64番から66番の譲渡人は、耕作不便な農地を譲り渡して、農作業の効率化を図るもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案123ページ、所有権67番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地等を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案124ページ、所有権68番の譲渡人は、後継者もなく耕作が困難なため、農地等を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。宇井常任委員長は自席にお戻りください。

日程11、議案第6号、現況証明についてを上程いたします。

今月は、全地区で現地調査を実施しておりますので、その結果について、担当委員より説明をお願いします。

議 長

まず、岩見沢地区について、説明をお願いします。

それでは、総会議案125ページ、議案第6号、現況証明について、岩見沢地区の説明をいたします。

去る、4月11日に、黒田委員、久保委員と わたくし高田、事務局森田係長により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果について ご報告いたします。 今回の岩見沢地区の調査件数は16件です。

まず、総会議案126ページ、整理番号1番、総会議案128ページ、整理番号9番、総会議案129ページ、整理番号10番、総会議案130ページ、整理番号13番の申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用している との内容で現地を調査した結果、申請地は、住宅街の一面に位置しており、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案126ページ、整理番号2番、総会議案128ページ、整理番号8番の申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用している との内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し、樹木が自生する等、雑種地となっており、農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案126ページ、整理番号3番の申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用している との内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、砂利が敷かれ資材置場となっており、農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案127ページ、整理番号4番の申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用している との内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、一筆は砂利が敷かれ通路となっており、一筆は雑草等が繁茂し雑種地となっており、農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号5番の申請地は、年月日不詳ですが、田として利用している との内容で現地を調査した結果、申請地は、隣接するほ場と一体で耕作されており、農地性は認められるものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号6番の申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用している との内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、池や雑草等が繁茂し雑種地となっており、農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案128ページ、整理番号7番、総会議案129ページ、整理番号12番、の申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用している との内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案129ページ、整理番号11番、の申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用している との内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、一部には倉庫が建設され、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案130ページ、整理番号14番、の申請地は、年月日不詳ですが、宅地として利用している との内容で現地を調査した結果、申請地は、住宅街の一面に位置しており、耕作された形跡がなく、雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

なお、申請地は昭和56年6月17日付け、農地法第5条許可を受けいる事を確認しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号15番、の申請地は、昭和58年2月から雑種地として利用している との内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

す。

次に、総会議案131ページ、整理番号16番、の申請地は、平成24年4月から雑種地として利用している との内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

議長

以上が岩見沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

高田 担当委員は自席にお戻りください。

尾田委員

次に、北村地区について、説明をお願いします。

それでは、北村地区の説明をいたします。

去る、4月11日に、米内山委員、戸田委員と わたくし尾田、事務局船戸係長、若林主事により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果について ご報告いたします。今回の北村地区の調査件数は2件です。

まず、総会議案131ページ、整理番号17番の申請地は、年月日不詳ですが、田として利用している との内容で、現地を調査した結果、申請地は、隣接するほ場と一体で耕作されており、農地性は認められるものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号18番の申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用している との内容で、現地を調査した結果、申請地は、池や雑草等が繁茂し雑種地となっており、農地性は認められないものと判定しております。

議長

以上が北村地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

尾田 担当委員は自席にお戻りください。

杉村委員

次に、栗沢地区について、説明をお願いします。

それでは、栗沢地区の説明をいたします。

去る、4月11日に、宮崎委員、坂口委員と わたくし杉村、事務局小林主事により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果について ご報告いたします。 今回の栗沢地区の調査件数は2件です。

まず、総会議案132ページ、整理番号19番の申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用している との内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑種地となっており、農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号20番の申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用している との内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、砂利が敷かれ資材置場兼駐車スペースとなっており、農地性は認められないものと判定しております。

議長

以上が栗沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

杉村 担当委員は自席にお戻りください。

次に、その他ですが、ご質問・ご意見等ございませんか。

(無しの声)

次に、来月5月の総会ですが、5月26日(金)

午後3時00分から、市役所4階 委員会室で開催いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。